

沖縄県母子家庭等生活支援モデル事業

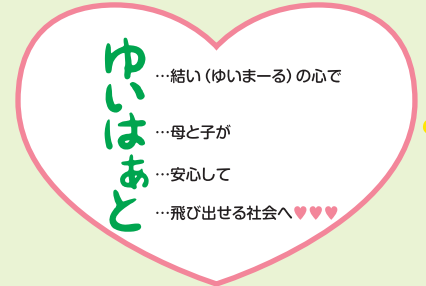
平成28年11月より

中部・北部地域においても拠点事務所を開設。

母子家庭等の自立と子どもの健やかな成長を支援します!

沖縄県では、母子家庭及び父子家庭の子どもの心身の健全な発達等を支援するため、さまざまな課題を抱えて困窮している母子家庭及び父子家庭に対して、民間アパート等を借上げし、地域の中で自立した生活が送れるように、「沖縄県母子家庭等生活支援モデル事業」を実施しております。

申請・お問合せ



ゆいはあと
《南部》

住所 沖縄県与那原町東浜95-7 パーディハウス102
FAX 098-943-7776
E-mail yuiheart@okiboren.jp

TEL.098-943-7775



ゆいはあと
《中部》

住所 沖縄県北谷町字桑江257番地 1F
FAX 098-921-7801
E-mail yui-tyubu@okiboren.jp

TEL.098-921-7800



ゆいはあと
《北部》

住所 沖縄県本部町字伊野波258番地1 ちゅらハウスA棟105
FAX 0980-51-6321
E-mail yui-hokubu@okiboren.jp

TEL.0980-51-6320



相談日時 月曜日～土曜日 9:00～19:00 (土曜日は17:00まで。年末年始、祝祭日を除く)

※本事業は沖縄県母子寡婦福祉連合会が受託して実施します。(公社)沖縄県母子寡婦福祉連合会 TEL.098-887-4099 本事業は沖縄振興特別推進交付金を活用しております。

支援対象者

生活・住宅・教育・就職などの問題により、子どもの監護に欠ける母子家庭等で、以下の要件をすべて満たす方が対象になります。

1

県内に住所を有する母子家庭及び父子家庭。(事実婚を除く)

2

18歳未満の児童を養育していること。

3

児童扶養手当を受給していること。

4

本事業の支援期間内に自立に向けた具体的な目標、及び意欲のある方。

優先される方

児童が3人以上いる方、または1歳未満の乳児がいる方。町村在住世帯。

※ただし、以下のいずれかに該当する方は支援対象外になります。

・生活保護法の住宅扶助を受けている方。・公営住宅に入居している方。

本事業の支援を希望する母子家庭等は、下記までお気軽にご相談下さい。



支援内容

本事業では、住宅支援のほか、生活支援、子育て支援、就労支援など、各母子家庭及び父子家庭の個別事情に応じた自立支援計画を作成のうえ、専任のコーディネーターによるトータルサポートを行います。なお、支援期間は原則1年ですが、知事が必要と認めた場合は、延長される場合もあります。

〈住宅支援とは〉

沖縄県マザーズスクエアゆいはあと周辺や近隣町村において、沖縄県母子寡婦福祉連合会が借り上げたアパート等の支援居室を提供します。その際の敷金・礼金や月々の家賃等の費用負担はありませんが、毎月の生活費(食費、光熱水費、駐車場代など)や退所時の原状回復に要する費用は自己負担となります。

申請方法

お近くの沖縄県マザーズスクエアゆいはあとで相談の上、以下の書類を提出して下さい。

①支援申込書 ②住民票の写し ③戸籍謄本 ④児童扶養手当証書の写し

支援決定までの流れ

